

地域整備方針

(川崎市)

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
<p>浜川崎駅周辺地域</p>	<p>〔都市再生緊急整備地域〕</p> <p>重厚長大産業をはじめとする広域的な工場地帯である京浜臨海部の中ほどに位置する浜川崎駅周辺地域において、工場跡地等の土地利用転換により、革新的な素材等を生み出す研究開発機能の集積により、社会課題を解決する新産業拠点を形成</p>	<p>(南渡田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 革新的な素材・製品を生み出す研究開発機能のほか、臨海部全体の競争力強化を先導する様々な産業支援機能を導入 ○ 研究人材の集積やオープンイノベーションの創出に資する質の高い賑わい機能、生活支援機能、憩い・交流機能を導入 ○ 交通アクセス向上のための交通機能の強化 <p>(小田栄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南渡田地区の研究開発拠点に隣接した、良好な居住機能を中心とした複合市街地の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路川崎駅扇町線の整備 ○ 都市開発事業に伴う土地利用転換にあわせて、運河沿いの防潮機能の検討 ○ 建築物の耐震性向上、災害に備えたライフライン・通信網等の強化 ○ 都市開発の状況や広域的な交通ネットワークの形成等を勘案し、臨海部幹線道路をはじめとして、需要に応じた交通基盤の整備について検討 ○ 憩いやうるおいを確保する広場、緑地等の整備や内奥運河を軸とした緑のネットワークの形成について検討 ○ 都市開発の状況や広域的な交通ネットワークの形成等を勘案し、需要に応じた交通基盤の整備について検討 ○ 憩いやうるおいを確保する広場、緑地等の整備 ○ 災害時の一時滞留、帰宅困難者の一時待機が可能な空間利用について検討 	